

## 諮問第 309 号及び諮問第 318 号の答申における今後の課題への対応

### 諮問第 309 号(平成 18 年)の答申における指摘事項に対する回答

(平成 18 年答申時の平成 19 年調査計画に関する指摘事項)

#### 1. '2 (1)平成 19 年の調査計画について

本調査の今回の修正計画により、母集団情報の変更、調査対象業種の日本標準産業分類の小分類レベルへの統一等が行われることにより、調査対象のよりの確な把握と調査結果の比較の向上が図られることになるが、さらに、本調査の有用性を高め、統計需要への的確な対応と調査の効率的な実施を確保するため、調査事項及び調査対象業種の在り方、調査対象事業所の実査可能性等について、次回調査に向けて検討する必要がある。特に、有形固定資産取得額及び各業種に固有の部門別従業者数の把握の在り方等について、有識者等の意見を聴取しつつ、次回調査に向けて検討する必要がある。」

【回答】

1. 平成 19 年については、平成 18 年に引き続き、学識経験者、関係業界、統計利用者、地方自治体代表者等から成る「サービス産業統計検討会」を調査統計部内に設置し、平成 19 年調査における調査事項及び調査対象業種の在り方等について、平成 20 年調査対象業種に係る企業や業界団体を対象に調査票記入の難易度等実査可能性について聴き取り調査を行った上で、現行の調査事項の記入精度等を含め検証・検討を行った。
2. 有形固定資産取得額及び各業種に固有の部門別従業者数の把握の在り方についても、平成 18 年に引き続き、企業や業界団体にヒアリングを行った上、適切な調査項目の設定方法について「サービス産業統計検討会」において検討を行った。

#### 2. '2 (2) 調査結果の集計・公表について

本調査の集計・公表については、利用者が多岐にわたることを考慮し、利用者が時系列比較、業種間比較等の結果利用を行えるよう、より適切な集計・公表等の在り方について、次回調査までに検討する必要がある。」

【回答】

1. 平成 18 年に設置した「サービス産業統計検討会」において、平成 18 年における母集団名簿の変更、調査対象業種の日本標準産業分類小分類への統一等の改正を踏まえた、適切な集計・公表の在り方について検討を行った。
2. 時系列比較については、平成 18 年調査結果において、調査手法を改正する前の平成 17 年調査結果との時系列比較が可能となるよう継続調査事業所について時系列表を公表した他、平成 19 年調査結果については調査手法改正後の平成 18 年調査結果からの時系列表を公表した。平成 20 年調査結果以降についても、時系列表を公表していく予定である。また、平成 18 年調査から調査対象業種を日本標準産業分類の小分類レベルに統一したことから、業種間比較が可能となっている。

(平成 18 年答申時の平成 20 年以降の調査に関する指摘事項)

3. 「2 (3) 平成 20 年以降の本調査の在り方等について

本調査の平成 20 年以降の在り方については、サービス業全体における動態統計と構造統計の整備が政府の課題とされていること、本調査の結果を母集団情報とする特定サービス産業動態統計調査(統計報告の徴集)との関係整理を行う必要があることなどから、政府の取組状況を踏まえつつ、特定サービス産業動態統計調査等との関係を含め、検討を進める必要がある。」

【回答】

1. 政府の取組状況については、基本計画の策定、経済センサスの実施など大きな動きがあるものと認識しているところ。これらを踏まえ、以下のような視点から、本調査の在り方について引き続き検討していきたい。

経済センサスとの関係

経理項目を把握する平成 23 年経済センサスの実施以降については、経済センサスにより我が国全体の産業構造を把握できること、主業に限らず従業についても把握できるようになる可能性があること等、統計調査に関する環境が変化するものと考えている。

そのため、現行の特定サービス産業実態調査のスキームを基本としながら、裾切り調査の可否、アクティビティ調査の可否等について検討していきたい。

特定サービス産業動態統計調査との関係

特定サービス産業動態統計調査は「サービス産業動向調査」とのデータ共有を行うことを目指し、引き続きそのあり方について検討していく予定である。その際、特定サービス産業実態調査との関係も含めて検討を進めていくこととしたい。

基本計画

公的統計整備に関する基本計画については、基本計画部会の中の第 2WG において議論が始まっているが、サービス統計の整備も大きな柱の一つと位置付けられていると認識している。これらの議論を注視し、議論の内容を十分に踏まえた上で検討してまいりたい。

2. 平成 20 年及び 21 年調査については、本調査において業種ごとの特性を含めた産業構造を把握することで、政府の課題とされているサービス産業の統計整備に貢献できると考えられることから、平成 18 年に行った改正の考え方にしたがって調査対象業種を拡充するとともに、産業構造をよりの確に把握するという観点から調査を実施していきたい。

## 諮問第 318 号(平成 19 年)の答申における指摘事項に対する回答

〔平成 19 年答申時の本調査の在り方に関する指摘事項〕

1. 「3 (1) サービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方

政府は、サービス統計の抜本的拡充を図ることとしており、平成 20 年以降の本調査については、抜本的拡充に関する検討の中で、その位置付けの明確化と具体的整備が必要である。

なお、この検討に当たっては、新たに導入が検討されている公的統計の整備に関する基本的な計画に関する審議に十分留意して進める必要がある。」

〔回答〕

1. 今般の政府全体におけるサービス産業の統計整備に向けた取組状況については、サービス産業の GDP や就業者数が約 7 割を占めると言われる中で、統計委員会の基本計画の策定、経済センサスの実施、サービス産業動向調査の新設など大きな動きがあるものと認識している。
2. 当省としては、サービス産業の実態を把握するための唯一の年次調査として、特定サービス産業実態調査における調査項目は引き続き毎年調査していくことが必要であると考えている。そのため、平成 23 年経済センサス(仮称)においては、特定サービス産業実態調査で把握している調査項目を盛り込む方向で検討することとしたい。その際、平成 23 年経済センサス(仮称)の実施について、効率的な調査方法を検討することとする。
3. また、本調査の平成 23 年以降の調査の在り方については、平成 23 年経済センサス(仮称)の結果としてサービス産業の構造統計調査に耐えうる正確な母集団名簿が構築可能であることから、標本調査や裾切り調査の導入等を視野に入れた毎年の調査を念頭におき、サービス産業の統計調査の在り方について引き続き検討していきたい。(資料 7 参照)

〔平成 19 年答申時の調査対象に関する指摘事項〕

2. 「3 (2) 調査対象業種の在り方

経済産業省は、本調査の調査対象業種については、順次拡大を図る考えであるが、地域統計の整備を含めた統計需要への対応と、調査の効率的実施の確保等の観点から、調査対象業種及びその調査対象数について、(1)の課題とともに、検討する必要がある。」

〔回答〕

1. 特定サービス産業実態調査は、国や地方公共団体の地域政策等に資する地域別のデータを把握する必要があることから、原則事業所を単位とした調査としている。
2. また、政府全体としてのサービス統計の整備及び産業活力再生特別措置法における事業分野別指針策定の基礎資料が必要とされている等の経済産業省におけるサービス産業の実態把握の必要性から、早急に業種拡充を行いたいと考えており、平成 21 年までには調査対象業種を当省所管の主要なサービス業である 28 業種について拡げることを予定している。

3. 一方で、業種の拡充は、調査対象事業所・企業数の大幅増加を伴うため、現行の調査方法である都道府県による調査員調査のみでは対応しきれないという現状がある。
4. そのため、平成20年調査に追加する業種については、経済産業省から直接調査対象事業所・企業へ郵送する方法によって実施することに加え、当該業種の対象となっている事業所分を全て本社から報告してもらった調査手法(本社一括調査)の推進を図ることにより、調査の効率的実施等に努めてまいりたい。
5. なお、標本調査の導入については、経済産業省内に設置した有識者を含めた「経済センサス実施に伴う既存大規模統計調査のあり方に関する検討会」において検証を行った。その結果、特サビ実態は地域表章が必要であること、また調査業種の特性を把握する調査であることから、精度を維持しつつ標本化を行うためには、サンプルに必要な対象数が多いところではほぼ100%に近くなってしまう業種もあり、大幅な調査の効率化が望めないことから、現段階においては困難と考えている(資料9参照)。

### 3. 「3 (2) 調査対象業種の在り方(続き)

本調査は、サービス産業における各業種の特性事項、産業規模等の実態を的確に把握することを目的とするものであり、統計利用者のニーズを踏まえた結果提供が求められていることを踏まえ、現行調査計画の基本的な考え方である日本標準産業分類の小分類レベルでの調査対象業種の選定、事業所・企業統計調査を母集団情報とした主業ベースによる把握等調査対象業種の在り方について、改めて検討する必要がある。」

#### 【回答】

1. 平成18年調査の改正における統計審議会答申において、「精度向上」等のために母集団情報を変更するとともに、この変更に伴って日本標準産業分類小分類レベルでの主業格付け調査へと変更したところ。
2. 調査対象業種については、平成15年の「統計行政の新たな展開方向」、平成17年の経済社会統計整備推進委員会の報告書、平成18年の「経済成長戦略大綱」(政府・与党決定)、「骨太の方針2006」(閣議決定)等、政府全体として、従来からサービス産業統計の早急な整備が求められていること、平成19年の「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」の附帯決議においても、サービス統計の抜本的な拡充の早急な実現が求められていることなど、サービス統計に対する行政としてのニーズが高まってきている。また、一般のニーズとしても、サービス産業を営む企業の経営の参考資料や研究者によるサービス産業の研究のための資料を提供するために、サービス統計の整備が出来るだけ早急に行われることが望ましいと考えることから、主として経済産業省が所管する業種であり、かつ日本標準産業分類小分類に掲げる業種を調査対象として選定することとしている。
3. 一方で、サービス産業における業種毎の特性や実態把握のためには、事業活動ベースでの捕捉が重要との意見を頂いているところ。しかし、その実現のためには調査対象に係る名簿情報が不足しており、現段階においては事業活動ベースでの的確な把握が困難となっているのが現状。こうした不足情報は平成23年に実施予定となっている「経済センサス」において網羅的に充足される可能性があることから、この結果を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくこととしたい。

〔平成 19 年答申時の調査事項に関する指摘事項〕

3. 「3 (3) 調査事項の見直し

経済産業省は、調査事項について、調査対象業種の在り方と合わせ、行政ニーズのみならず関係各方面の統計需要に対応しうる有用性の高い統計の整備に資する観点から、既存7業種分も含めて検討する必要がある。」

〔回答〕

1. 指摘事項等の検討に資するため、学識経験者、関係業界、統計利用者、地方自治体代表者等による「サービス産業統計検討会」を平成18年及び平成19年に当省において設置・検討行ってきたところ。
2. 平成18年調査では、平成19年調査における調査事項及び調査対象業種のあり方等、より適切な集計・公表等のあり方、平成20年以降の本調査のあり方の3項目を中心に、18年調査業種(7業種)及び19年調査業種(4業種)に係る企業を対象に調査票記入の難易度等記入実態について聞き取り調査を行ったうえで、現行の調査事項の記入精度等を含めた検証・検討を行った。
3. 平成19年調査では、平成20年調査業種(10業種)に係る企業や業界団体を対象に調査票記入の難易度や調査項目に係る要望等について聞き取り調査を行ったうえで、調査項目について有識者を中心に検証・検討を行った。具体的には、例えば、情報化投資による生産性向上を把握するため、営業用固定資産取得額に「情報通信機器」を内訳として追加したこと、外部依存の状態を把握するため、部門別事業従事者数について「別経営の事業所から派遣されている人」を把握することとしたことなどである。
4. 統計需要の積極的な把握を行い、有用性の高い統計となるよう、引き続き努めてまいりたい。

5. 「3 (3) 調査事項の見直し(続き)

とりわけ、サービス産業が業務や労働者の外注に依存している実態、ITを利用した販売形態等の変化、国際化が進展していること等を踏まえ、これらに関する実態を把握するための調査事項の在り方については、早急に見直す必要がある。」

〔回答〕

1. 外注依存について  
サービス産業が外部資源に依存している実態を把握するために、今回、全調査票において、部門別事業従事者数のうち「別経営の事業所(企業)から派遣されている人」を把握することとした。
2. ITの販売形態について  
ITを活用した販売形態については、業種毎に、例えば音声情報制作業における「音楽配信収入」、新聞業における「電子メディア配信の有無」、出版業における「電子メディアにおける収入額」、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のニュース供給業における「配信収入」、自動車賃貸業における「インターネット受付割合」等を把握することを予定している。
3. 国際化について  
国際化の実態については、情報サービス業において、近年急激に海外でのオフショア開発(海外への発注)が進んでおり、その実態を把握するため、「国外に発注した費用」を把握することとしている。